

第5回千葉市情報公開・個人情報保護審議会議事録

1 日 時：平成20年2月13日(水) 午前10時00分から

2 場 所：千葉中央コミュニティセンター会議室「千鳥」

3 出席者：

(1) 委員

多賀谷一照会長、中曽根玲子副会長、安達満夫委員、稲垣総一郎委員、小賀野晶一委員、小川美佐子委員、斉藤三男委員、中野照一委員、平戸美和子委員

(2) 事務局

萩原総務局長、今井総務部長、河野総務課長、中島総務課市政情報室長、若菜総務課主査、山下総務課主任主事

(3) 実施機関

ア 都市局

内山建築部長、佐藤住宅整備課長、太田住宅整備課住宅管理室長、大川住宅整備課主査、小宮住宅整備課主査補

イ 保健福祉局

大西保健福祉局次長、細谷地域保健福祉課長、鳩川地域保健福祉課主幹、江口地域保健福祉課保護係長

4 議 題：

(1) 諮問事項等の審議

ア 千葉市個人情報保護条例第10条第1項の規定に基づく諮問

イ 千葉市個人情報保護条例第7条第4項の規定に基づく報告

(2) 平成18年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

(3) その他

5 議事の概要：

(1) 諮問事項等の審議

ア 千葉市個人情報保護条例第10条第1項の規定に基づく諮問

実施機関から説明を受け、質疑応答した結果を踏まえて答申を決定した。

イ 千葉市個人情報保護条例第7条第4項の規定に基づく報告

実施機関から説明を受け、質疑応答した結果を踏まえて意見を述べることにした。

(2) 平成18年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

事務局から報告を受け、質疑応答した。

(3) その他

6 会議経過：

(事務局 今井総務部長) 皆様、おはようございます。

委員の皆様方には、公私共にお忙しいところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます総務部長の今井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議は、公開の会議として開催いたしております。なお、会議は、1時間半程度を予定しておりますので、委員皆様方のご協力をお願い申し上げます。

それでは、開会に先立ちまして、萩原総務局長よりごあいさつを申し上げます。

(事務局 萩原総務局長) おはようございます。総務局長の萩原でございます。

本日は委員の皆様方には公私ともに大変ご多忙の中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また日ごろより、市政のいろいろな面で、ご指導、ご協力をいただいておりますことを、厚く御礼を申し上げます。

ところで、この当審議会でございますけれども、平成17年4月に発足をいたしております。以来、3年が経過しようとしているところであります。本市といたしましては、この間、条例改正に伴う新たな個人情報保護制度や、指定管理者制度の導入等に伴い拡充をいたしました情報公開制度などにつきまして、適切に対応してきたところでございます。両制度の昨今の特色を若干申し上げますと、情報公開制度につきましては、平成18年度における公文書開示請求が、過去最高の440件ということになっておりまして、今年度におきましても、ほぼ同様の請求がなされるという状況でございます。

また、個人情報保護制度に関しましても、年々個人情報の取扱事務の件数が増えてきておりまして、市民の個人情報を取扱う本市の責任といったものは、さらに重要になってくるものと、このように認識をしておるところでございます。

こうした状況の中でありまして、大変遺憾ながら、個人情報の不適切な取扱い等の事案が発生をいたしております。私どもとしましては、個人情報の適正な取扱いにつきまして、より一層徹底をするよう今後も指導してまいりたいというふうに考えております。

さて、本日の議事でございますけれども、諮問事項等を2件お願いをしておりますが、そのほかに、平成18年度の情報公開並びに個人情報保護制度の運用状況につきまして、ご報告をさせていただく予定としておりますので、ご審議のほどをよろしくお願いをいたしたいと思います。

今後とも、委員の皆様方には、情報公開並びに個人情報保護制度の円滑な運営につきまして、引き続きご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

開会に当たりまして、委員の皆様方の本日のご出席に改めて御礼を申し上げますとともに、ますますのご健勝とご活躍を心からお祈りを申し上げます。私のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(事務局 今井総務部長) 続きまして、新しい委員さんのご紹介をさせていただきます。千葉商工会議所常務理事の斉藤三男委員さんでございます。

(斉藤委員) ただいまご紹介いただきました斉藤です。よろしくお願いいたします。

(事務局 今井総務部長) ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

続きまして、本日の会議資料につきまして、事務局より御説明します。

(事務局 中島市政情報室長) では、お配りしてございます会議資料につきまして、確認させていただきます。まず、会議次第でございます。続きまして、会議の席次表でございます。続きまして、傍聴要領でございます。次には、会議資料1として、委員さんの名簿でございます。会議資料2は、諮問事項に関する諮問書及び審議資料でございます。資料3、これは報告事項の報告書及び審議資料でございます。資料4、千葉市公報でございます。運用状況の報告のときに使用いたします。資料5、こちらの冊子でございます。運用状況の報告書でございます。そして、最後に、その他となりますが、個人情報の取扱いに係る事案の報告一覧でございます。

以上です。漏れ等ありませんか。では、よろしく願いいたします。

(事務局 今井総務部長) それでは、多賀谷会長さん、よろしく願いいたします。

(1) 諮問事項の審議

(多賀谷会長) それでは、ただいまから第5回千葉市情報公開個人情報保護審議会を開催いたします。なお、鶴澤委員からは、本日会議に欠席をする旨のご連絡を受けております。

本日の会議は、事前に御案内しておりますように、公開の会議として開催しております。傍聴人の方は、いらっしゃいますでしょうか。いらっしゃらないですか。では、このままで会議を開きたいと思えます。

ただいま総務局長からごあいさつされましたけれども、千葉市の、特に情報公開制度は、開示請求が440件ということです。それなりの開示請求があって、それなりに機能していると言えるだろうと思えます。

私は、先週、千葉県の情報公開推進会議というところに、会長として出てきましたが、千葉県では、年間約360名の方が請求して、請求件数は2万件と二桁違う、これはいわゆる大量請求というものが出てきています。市におかれましても、請求に来られる方に対する対応によっては同様なことは起きないとも限りませんので、今後ともこの制度の本旨をわきまえて運用していただきたいと思えます。

それでは、以下、お手元の会議次第に従いまして、議事に入りたいと思えます。

ア 千葉市個人情報保護条例第10条第1項の規定に基づく諮問

(多賀谷会長) まず、諮問事項「個人情報の電子計算機処理について」を議題としたいと思います。実施機関から説明をお願いします。

(内山建築部長) 建築部の内山でございます。よろしく願いいたします。

(多賀谷会長) お座りになって説明してください。

(内山建築部長) では、失礼いたします。このたび建築部住宅整備課では、市営住宅の入居者などの安全かつ平穏な生活の確保を図るため、市営住宅から暴力団員を排除するための条例改正を行うことといたしました。この暴力団員を把握するため、入居者などについて、千葉市内の各警察署に対しまして磁気媒体で照会を行うもので、千葉市個人情報保護条例第10条第1項に該当することから、市営住宅入居者等に係る個人情報の電子計算機処理について諮問するものでございます。

詳細につきましては、住宅整備課住宅管理室長より説明させていただきます。ご審議を

よろしくお願ひ申し上げます。

(太田住宅管理室長) 住宅管理室長の太田と申します。よろしくお願ひいたします。

(多賀谷会長) 同じく座って説明してください。

(太田住宅管理室長) お手元に諮問書及び審議資料が配布されているかと思いますが、その資料2の1ページをお願ひいたします。今回の諮問事項について、概要をまとめまして、これに沿ってご説明させていただきます。個人情報電子計算機処理についてということで、1の諮問事項は、はじめに部長が申しましたように、市営住宅入居者等に係る暴力団員情報になりますが、この電子計算機処理についてでございます。

次に、2の個人情報を取り扱う事務の名称及び目的でございますが、市営住宅入居関係事務として、市営住宅入居者等が、暴力団員であるかどうかを確認するため、市内各所轄の警察署に磁気媒体により照会するものでございます。ここで、暴力団員の排除に関する規定等についてご説明します。

今議会に条例改正議案の上程を予定しておりますが、条例改正案の新旧対照表をお願ひいたします。暴力団に関して条文にアンダーラインが引いてあります。第6条は入居者の資格ですが、この第6号に「暴力団員でないこと」を追加し、また、第12条及び第13条では、暴力団員に対しては同居や承継の承認ができない旨の規定を追加いたします。

また、第44条は住宅の明渡し請求ですが、入居者等が暴力団員であることが判明したときは、住宅の明渡しができる旨の規定を追加いたします。そこで、暴力団員であるか否かを把握するため、第44条の2として警察に意見を聴く旨の規定を追加いたします。

また、暴力団員の市営住宅への入居制限に関する協定書ですが、警察との照会等に関しまして、こうした協定を締結した上で事務を進めてまいります。なお、この協定につきましては、ただいま警察と協議を進めているところでございます。

それでは、また、1ページをお願ひします。右側4番の電子計算機処理に係る個人情報の対象者の範囲になりますが、4点ほどございます。まず、第1点目は、入居申込者のうち入居資格審査を実施する者及びその家族です。この資格審査は、市営住宅の募集で当選者に対して行うものでございます。

2点目は、入居者が新たに同居させようとする親族でございます。これは三親等以内の者で、新たに同居を希望する親族を対象としております。

3点目は、新たに承継入居しようとする者でございます。この承継入居とは、入居者が死亡などにより名義人の変更に関する手続でございます。

4点目は、市営住宅入居者の入居中の者で、暴力団員に該当する疑いがある者でございます。これは、既に入居している者で、近隣からの通報などによって、暴力団員であることが疑わしい者などでございます。

次に、5番の電子計算機処理を行う理由ですが、暴力団の不法行為から市営住宅入居者等の安全等平穏な生活を確保するため、市営住宅から暴力団員を排除することといたしまして、上記4に対象者の範囲として掲げた(1)から(4)までの者について、警察へ照会するものでございます。市営住宅の入居者募集は、年6回行っております。募集する数は、1回につき40人から60人でございます。照会につきましては、主に応募した者のうち入居が予定される者、当選者ということになりますが、家族を含めて、入居の審査を行います。入居の審査につきましては、正確で迅速でなければならないことから、電子計

算機により実施するものでございます。

次に、6番の電子計算機処理に係る個人情報の項目でございますが、照会は磁気媒体で行い、項目は氏名の仮名及び漢字、生年月日、性別、現住所です。警察からの回答は暴力団員であるか否かで、磁気媒体にありなしを付加することとします。

また、6ページをごらんください。先ほどお話しした警察との協定書をつけてありまして、10ページ以降に様式を定めております。この10ページは市からの照会、11ページは警察からの回答、12ページは、警察が独自に把握した場合でございます。また、14ページは、磁気媒体でやりとりをいたしますが、その際のフロッピィディスクの内容でございます。

また、1ページ、次の7番の経緯です。昨年4月20日、町田市の都営住宅において、暴力団員である入居者による立てこもり発砲事件が発生し、周辺の入居者等の安全を脅かす深刻な事態が生じました。その後も、暴力団員によるさまざまな問題が、全国に発生している状況から、国土交通省は、平成19年6月1日付で公営住宅における暴力団排除についての通達を出し、暴力団の排除対策に関する条例整備を図ることを全国的に求めております。本市におきましては、昨年の第2回定例会で取り上げられたほか、千葉県警察からも暴力団排除について、要望されております。こうしたことから、入居者の安全確保を図るため、条例を一部改正し、暴力団員を排除するものでございます。

8番には、事務処理の流れを電子計算機処理フローとして記載してあります。また、9番には、個人情報の保護対策として、警察署への照会に関する条例の改正、各警察署との協定の締結、また、電子情報については、千葉市情報セキュリティポリシーに基づき適正な保護管理に務めてまいります。

10番では、暴力団の定義を記載してございます。その他、参考資料として、16ページからは、公営住宅における暴力団排除について、国土交通省からの通知文、また、27ページには、この通知に伴う警察署から各都道府県警察にあてた暴力団排除のための部外への情報提供について、さらに、34ページには、千葉県警察捜査第四課長から県内各警察署長にあてた公営住宅からの暴力団排除の推進を添付してございます。なお、千葉県では昨年9月議会で、同様の条例改正議案が可決され、既に施行されております。

説明については、以上でございます。よろしくお願いたします。

(多賀谷会長) はい。ありがとうございました。それでは、ただいま実施機関側から諮問事項の説明がありましたが、これについて、ご質問、ご意見等をお出してください。

(斉藤委員) A3のまとめですが、4番目の(1)入居申込者のうち、入居資格審査を実施する者とあるのですが、この表現でいいのでしょうか。入居資格審査を実施する者というと、単純に言えば審査する方という解釈です。それでいいのかどうか確認したいのです。言いかえると、審査される人ということの方がすっきりするのかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

(多賀谷会長) そうですね。入居させることを決めていて、一応その入居条件に当たっていると。したがって、その人について、暴力団であるかどうかということについて審査をすると、そういう意味ですね。

(斉藤委員) よろしいですか。

(多賀谷会長) 確かに。表現としては、これは諮問とは直接関係はないですが、例えば

「入居資格審査の対象となる者」というくらいの方がいいのかもしれませんが。

この諮問の関係で、皆様にお諮りをするのは、入居資格審査の対象となる方について、暴力団員であるかどうかということ調べるために、警察との間で情報のやりとりをするということは、個人情報保護の観点から望ましいかどうかという話だろうと思います。

個人情報保護条例第10条第1項で、電子計算機処理を第7条第3項に規定する情報、第7条第3項というのは、いわゆるセンシティブ情報だと思えますが、思想、信条、宗教に対する個人情報、社会的差別の原因となる個人情報を収集してはいけない。ただし、それが第7条第3項、法令等に定めがある、個人情報取扱事務の性質上、当該個人情報が必要不可欠であるといった場合のときには収集してもいいとそういう規定であるわけです。

本件の場合に、まず、暴力団員であるという言葉ですね。皆さんにお聴きしたいのは、思想、信条、宗教に関する個人情報、社会的差別の原因となる個人情報であるかどうか。これについては、非常に微妙な話だろうと思います。宗教団体に所属するということは、センシティブ情報ですが、暴力団に所属するというのは、ほかの自治体等では、必ずしもセンシティブ情報には該当するものではないという取扱いにされています。それは、ここで出てくる思想、信条、宗教というのは、個人の内心の自由にかかわる情報であるわけですね。それに対して、暴力団に所属しているという情報は、そういう個人の信念とか人格形成にかかわるようなものではないだろうと、それ自体として社会において、活動することにかかわるような情報だろうと。

ですから、いずれにせよ、そういう暴力団員情報というものは、第7条第3項のセンシティブ情報そのもの情報ではないとしても、やはり市民にとって自分が暴力団員であるかどうかということ市が調べるということは、当然ほとんどの方は暴力団員ではないわけですが、暴力団員ではない市民にとってはやはりそれは余り愉快的なことではないので、それを許すかどうかということでしょう。

一つは、そういう意味で第7条第3項をある意味では準用的に解釈するしかないのです。第3項ただし書を見ていただきたいのですが、法令等に定めがあるとき、それから個人情報を取り扱う事務の性質上、必要不可欠だといったような場合、まず、第一の解釈として、その法令等という場合ですね、これは、基本的に条例を含むと理解してよろしいでしょうね。本件の場合には、先ほど実施機関から説明がありましたように、新たにそういう条例を定めるのだろうと、暴力団員の方を市営住宅には入れないというそういう条例の根拠、それに基づいて情報を取り扱う。そういう意味で、仮にセンシティブ情報であったとしても、第7条第3項ただし書第1号には入るだろうと、第2号の話は微妙な話と私は思いますが、皆様のご意見はいかがでしょう。

(平戸委員) 資料2の1ページの下10番に暴力団員の線引きがありますね。そこに、暴力団員の人は構成員となっていますよね。それで、この構成員が警察のリストに載るのでしょうか。非常にきわどい、構成員であるかないか、暴力的な人というのは世の中にいっぱいいるわけで、住民から通報は警察にいろいろ行くと思うので、暴力団員ではないかとか。線引きはきわどいような感じでして、その解釈によって、ここで決めようとするのがどう運用されるかということですね。

ですから、この構成員というきちんとリストアップされた、暴力団が認めた構成員、下っ端の方はどうなるのかよくわからないのですが。そういうリストを適用する対象は、ど

う限定されていくかということによって、いろいろ大きな問題が出てくるなど、私はちょっと引っかかって考えているところなので。先ほど多賀谷会長もおっしゃったと思います。(多賀谷会長) 元暴力団員で、脱退した人とかですね、あるいは暴力団に共鳴しているというか、まだ入っていない人をどうするかと。

(平戸委員) 入れる、入れないというのは、もうはっきりした結果として出てきますよね。

(多賀谷会長) この条例の規定としては、そういう人たちには、市としてノーとは言えないですね。明確に暴力団員でなければいけないということでしょう。

(内山建築部長) 会長さんのおっしゃるとおり、あくまで警察が、この人は暴力団員であるということを回答しない限りは。

(多賀谷会長) これは、民間のアパートとかマンションとかだったら、どうも、会ってみて拳動不審で、暴力団員風だということでしたら、その場で断ることはできるのですが、市営住宅の場合は、やはり基本的に一定の低所得者であって、要件に該当していれば、その方を入れざるを得ない。だから、警察が明確に暴力団員であると定義した場合だけということに多分なるとは思います。

(小川委員) 知的障害者の施設の関係をしているのですが、知的障害者というのは、拳動不審であったりすることもありますので、そういう人たちが排除されるということはないですね。隣近所の人拳動不審であると届け出たりして、入れないとか。

(多賀谷会長) その方が暴力団員であれば別ですが、暴力団員でなければ、そういうことを理由に排除するということはいかならないと思います。

(太田住宅管理室長) 暴力団員につきましては、36ページに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律を掲載してございます。そこに暴力団の定義等が載せてございます。また、疑わしい場合のお話がありましたけれども、警察庁では、いわゆる指定暴力団を全部把握してしまっていて、その構成員も全部把握してしまっています。ただ、その末端のところまでは把握しておりませんが、構成員は全部把握してしまっていて、その者に該当した場合ということなんです。

ただ、周りでちょっと暴力的な人がいるとか、それは、また、別な扱いになります。

(稲垣委員) 今日のテーマとは少しずれるかもしれない、むしろ、条例の問題かもしれませんが、さきほどから出ています、暴力団員であるという回答が警察から来たら、もう機械的にやると。暴力団員ではないという、私は違うよと争う道が当然どこかにある、今回の議論とは違うかもしれないのですが。あるいは個人情報の開示を求めてやっていくのか、何か救済の道は。

(多賀谷会長) 条例にありましたか、それは。直接はないですね。

(太田住宅管理室長) 明渡し請求をするのですが、文書で市から本人に出します。そして、相手が応じない場合に、裁判に提訴いたします。その中で、相手との争いになりまして、いろいろ状況を聞いたりして、最終的にはそこで判断をされます。ですから、相手側が場合によって、対抗するのであれば、その場で争うということになるでしょう。

(稲垣委員) それは明け渡しの場合では。

(多賀谷会長) 明け渡しはいいのですが、今度入居するときは。

(稲垣委員) 入居の段階で断られたら。

(多賀谷会長) 入居の段階で断られた場合ですね。入居の拒否は、行政処分ですか。もし、行政処分であれば、当然手続条例がありますから、理由を示す形になって、それで後は、異議申立てか訴訟で争うということになります。どうでしょう、処分でしょうか。これは行政法では2段階理論と言って、入居を決定するかしないかはやはり行政庁である市がやるので、多分処分であって、そこで手続条例の話になってしまうのだらうと思います。申請に対する処分という形ですね。

だから、その場合には、あなたは暴力団員であるから入れませんという形で処分をするわけですね。

(太田住宅管理室長) そうですね。一旦当選者が決まりまして、その者について資格審査をします。そこで、暴力団員であることが判明しましたら、当選の無効といった形で本人に通知をします。

(稲垣委員) 行政処分までは行かない。

(多賀谷会長) これは処分なのかどうなのか、でも、申請の拒否をするわけでしょう、結果として。行政処分です。だから、本当は手続として、聴聞はやる必要はないでしょうが、一応当選と決定した後で暴力団員であるということの場合には、ご本人に対して通知をして、こういう理由で入居できませんと、それについて、自分が該当しないと思ったら、申し立ててくださいというような、そういう機会を与える必要があるのだらうと思いますね。

そのときに、例えば、極端な例として、同姓同名で、暴力団員ではない方が誤って警察から暴力団員であると言われた場合、やはり警察にもう一回照会して調べて、疑いが晴れるということもあり得るでしょうから、その仕組みはつくっておいた方がいいような気がします。

そのほかありますか。

(中曽根副会長) 数値的なことなのですが、当選をした方は、すべて照会するということでしょうか。

(多賀谷会長) 照会するのです。

(中曽根副会長) とりあえずということですか。

(多賀谷会長) 1回に40人くらい、全員ですね。

(中曽根副会長) 全員について照会をして、回答が出てきたときに、この様式を。

(多賀谷会長) 14ページのような様式をフロッピーディスクに保存して、警察に照会し、一番右側の欄にチェックがついて回答が来る。それも電子的に回答が来る。ですから、そのところも、これはまさにセンシティブ情報かどうかは別として、中曽根委員がおっしゃるように、40人くらいの個人情報警察に行くということがいいのかどうかというのは、ちょっと問題だらうとは思いますが、それは、この6ページの協定書で一応は縛ってあります。その情報をその目的外に利用してはいけない。これ、何年もたつと、市営住宅に入居している人の一覧リストというものを警察はつくるかもしれないという、それは余り有難くない話だというように多分なると思います。

本当は、この協定書に書くかどうか、そもそも警察としては、一度該当があるかどうかチェックしておく、その情報はそのままとっておくのですか。通常は、終わったらもう廃棄してほしい。あるいは返却してもらうのが通常のやり方だらうと思うのです。

(太田住宅管理室長) それは返却してもらいます。

(多賀谷会長) 返却させる。その目的外にコピーはしてはいかん、コピーをしないで、返却してほしいということを明確にした方がいいような気がします。

(稲垣委員) 原則公文書で回答書を出す以上は、控えをとるのが本来普通ですね。返却するかもしれないけれど、自分で回答書を出したら控えがないのでは何を回答したかわからないから、どうしても控えをとるということになりがちです。会長がおっしゃっているように、それもしてはいけないというくらいははっきりしておかないと、入居者の名簿は全部警察の自由だと、全員の把握をしてしまうということになります。

(多賀谷会長) ここに目的外利用はしてはいかんと書いてあります、確かに。だから、この話は情報の収集の話とともに、市民の情報を警察に提供するということが妥当であるかどうか。それで、少なくとも、入居者が今後入居申し込みをするときに、暴力団員該当性を審査するために、入居される方の情報を警察に提供して照会することがありますということ事前に明記する。いやだったら、入居して来ないか応募しないでしょ。そのことを事前に明示する必要があると思います。知らないうちに警察に情報を持って行かれたら困ると思います。

その他、ご意見等ありますでしょうか。

(稲垣委員) 今のお話ですと、協定書第3条第2項をもう少し直さなければいけないということになるでしょうか。これはただ、使用してはいけないというだけで、保管は警察の制度を前提にした文書になっています。

(多賀谷会長) 警察はそのまま持ち続けるということ前提としているのでしょうか。

(太田住宅管理室長) それにつきましては、まだ警察と協議中でございます、一回で終わりますから、その都度処分していくのか、あるいは1年保存するのか、その関係については、これからの協議の中で進めたいと思います。

(多賀谷会長) それは今の、審議会の意見を参考にさせていただいて、いつまでも警察が持っているのは変な話だと思います。公営住宅の入居者は入れかわりが結構あるわけです。それで、警察にデータベースができるのは印象が良くありません。

(平戸委員) こういう協定書を作らなくてはいけないなど。でも、一般の人たちがどう受け止めるか、入居に際して暴力団員であるかどうか調べますというのは、一騒ぎになるなという予感します。

(多賀谷会長) なりますね。

(平戸委員) でも、現実には、市民生活の中で、暴力団員であって、生活保護を受けていて、それでベントに乗っていて、それで民生委員は何も言えないと。それで、学校では母子家庭であることになっているのだけれど、実際はベントに乗った父親と一緒に暮らしているとか。

(多賀谷会長) 給食費を払っていないとか。

(平戸委員) それが本当に現実なので、やはりこういう縛りをあえてやっていくしかないのではないかなと、それは私も感じています。

(稲垣委員) 余談ですが、いわゆる指定暴力団のきちとした人だけであって、実際に社会問題を起こしているのは、かえってその周辺とか、小さな暴力団が大多数ですよ。指定暴力団で名簿がきちとしているという者は、公営住宅には入り込んでいないということですよ。

ですから、何かポーズっぽいんです。政府がやっているのは、それにしても、うまく個人情報情報をどんどんとっていくなという、むしろ目的はそちらのような感じで、実際に暴れたりしているのは、もうそんな者は組から破門しましたとか、そんな人ばかりで、指定暴力団の直属の組員というのは余りいないのではないかと思います。ちょっと問題ですね。一見暴力団を締め出すと言いながら、名簿に載っている人だけだというのは、実は暴れているのは、ほとんど組から形式的には外れている者です。

(多賀谷会長) 警察がそういう人たちを暴対法でどうとらえていくかという話ですね。

(稲垣委員) そうですね。この法律でとらえた者だけではなく、もっと準構成員がいっぱいいるわけです。

(平戸委員) これ、やるしかないのではないかなという気はします。

(多賀谷会長) そうは言っても、これをやって、その後、準構成員のような人たちをどうするかというのは、第2ステップの話だということになるでしょう。微妙な話です。グレイな点でしょう。

(中曽根副会長) 準構成員はまだ入らないのですね。

(多賀谷会長) 入らないですね。準構成員を排除するかどうかということになると、やはり入居の要件にそれを書かなくてはいけないし、実質審査を市はやらなくてはいけないので、ちょっと大変でしょうね。

(稲垣委員) 実際に認定できないですよ。準構成員って、まさに準ですから。幅が広くて。

(多賀谷会長) だから、やはりそれは入居のところではとても縛りません。ただし、恐らく問題になり得るのは、既に入居していて、問題を起こした人を、そういうことを理由に明渡し請求をして、申しわけないけど追い出すという話になると思います。それは、やはり明渡しですから、裁判になるのかもしれないけれども、十分証拠をそろえてやらなくてはならないから大変でしょう。

一通りご意見をいただきましたが、基本的に平戸委員がおっしゃったように、個人情報という点では問題はありますが、しかし、現在の状況からいってやむを得ないでしょう。ただし、特に、入居者全員の情報を収集するということですので、その個人情報の取扱いと警察との連絡については、目的や利用の趣旨を逸脱しないように十分配慮をされたいという趣旨で答申を出すということで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(多賀谷会長) では、答申案をつくらなくてはならないのですが、事務局から答申案の原案を用意してありますでしょうか。当然それはそのままになるとは限らなくて、この場で若干修正をします。

最後のところですね。必要な措置を講じられているけれど、認められるというわけではなくて、事務の性質上必要不可欠であるが、入居者及び入居予定者の個人情報の保護に関し、必要な措置が講じられるべきだと、そんな表現でよろしいでしょうか。もう一回読みますが、電子計算機処理することは、事務の性質上必要不可欠であるが、入居予定者等の個人情報の保護に関し必要な措置が講じられるべきであると、そういった趣旨で答申してよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(多賀谷会長) それでは、このように答申するというので、この個人情報の取扱いについては、承認することといたします。どうも、実施機関の方々、ご苦労さまでした。ご退席ください。

イ 千葉市個人情報保護条例第7条第4項の規定に基づく報告

(多賀谷会長) それでは、続きまして、議事(1)のイ、千葉市個人情報保護条例第7条第4項の規定に基づく報告についての議題に入ります。これもそうですが、内容は思想、信条等に関する個人情報の収集です。それでは、どうぞ、ご説明ください。

(大西保健福祉局次長) 保健福祉局次長の大西でございます。よろしく申し上げます。

資料3に基づきまして、ただいま議題となりました件についてご説明します。資料3の1枚目を開いて、表紙をめくって1枚目の千葉市長から審議会会長への報告書でございますが、詳細の内容につきましては、わかりやすくまとめたものが審議資料のA3判でございますので、こちらに基づきましてご説明いたします。

先ほど、諮問、答申をいただきました暴力団関係情報でございますが、先ほどのご審議の中でもございましたけれども、生活保護を暴力団が受給することがないようにという趣旨で、暴力団関係情報、生活保護事務の流れを扱っておりまして、このことにつきまして、ご報告をいたします。

資料の左側ですが、1は省略しまして、2、取り扱っている機関でございますが、生活保護の申請等を受け付けたり、決定をしている各区の福祉事務所、保健福祉センターの社会援護課、それと、この監督、指導監査をしております本庁の生活保護の担当課として保健福祉局の地域保健福祉課でございます。

次の下の方に下りていただいて、取り扱う事務でございますが、生活保護の事務等が、それも社会援護課の各区の社会援護課で、生活保護の権限がございますし、本庁では、それを指導監査する事務ということでございます。

ここで、実際具体的に暴力団関係者ケースという言葉を使わせていただいておりまして、
、
、
と四角の点線で囲んだ箱があります。暴力団員、元暴力団員、それからそれらの家族、それから覚せい剤等薬物中毒者のうち暴力団員であることが疑われる者。それから、3番目が、暴力常習者、威嚇、脅迫、暴力行為に出る者のうち、暴力団員であることが疑われる者。これらの者につきまして、生活保護事務の中で情報収集を行っています。

その一番右側に情報収集方法の流れがございまして、真ん中に各区福祉事務所、保健福祉センター社会援護課と書いてございます。ここが、生活保護の申請を受け付けたり、決定をしたりする機関でございますが、生活保護の申請がございましたときに、これは、怪しいなと、あるいはその生活保護の決定をするときには、家族からいろいろな情報を収集します、本人を養う義務がある方はいないかとか、生活保護を受ける前に、まず、扶養義務を果たしていただけないかということで、家族に当たったり、接触したりします。こういう機会に、その先ほど言ったような
、
、
を見ますと、生活保護申請者が暴力団員であるとか、その覚せい剤をやって、疑わしいとか、こういう情報が入ってくるがございます。そうしますと、この図のところの
ですが、千葉県警の所轄警察署に照会をいたしまして、暴力団に該当する者について、回答を警察からいただき、これは暴力団員だということになりますと、生活保護は行わないということになります。

こういった暴力団関係者ケースにつきましては、各福祉事務所で管理台帳をつくっておりますが、それは電子情報ではございませんが、紙の報告書を作って適宜本庁に提出、報告があります。場合によっては国へも報告しますが、そのときには個人情報が入っていませんので、への矢印は点線となっております。

以上が、情報収集の流れ、事務の流れでございます。基本的な考え方でございますが、6番目に、収集を行う理由というのは、このA3の真ん中あたりに書いてございます。要は生活保護の要否決定に当たって必要な情報であるためということですが、考え方は、まず(1)暴力団員に対して生活保護を適用するということは、生活保護制度に対する市民の信頼を揺るがし、公費が暴力団の資金源になりかねないということで、社会正義の上でも極めて大きな問題である。それがまず1点目。

それから、(2)のところですが、生活保護を受けるためには、資産、収入、稼働能力、そういうあらゆるものを使って、それでも困窮する場合に生活保護を受けるという補足性の原理がある。ただ、暴力団員の場合ですと、暴力団活動を通じてという、違法、不当な収入について、本人が福祉事務所等に申告するということはまず期待できないのでなかなか把握することが困難なので、もう現役の暴力団員であれば、それは保護の要件を満たさないと考えるのが適当である。これらにつきましては、厚生労働省の社会援護局保護課長から、その通知の抜粋を簡単に要約したのですが、そういう考え方があります。

それから、この関連では、市では取扱手順というものを定めていまして、暴力団員又はその家族であるという情報については、ここにありますように、二度と反社会的行為を行わない旨を誓約させる等の指導指示の徹底、それから、内部での会議を開催して、その処遇方針を決定するというような組織的対応を図っていくということで収集する。最後に各区の決定に当たっている福祉事務所だけではなくて、本庁でも、組織的な対応、場合によっては国にも報告するというようなことで、実は、本庁の地域保健福祉課でもこの情報は集まるような仕組みになっていて、取り扱っているということでございます。

この資料の後ろは、抜粋しました厚生労働省からの通知、それから市の取扱手順を添付しておりますが、ポイントは今の資料に書いてあるとおりでございます。

説明は以上でございます。

(多賀谷会長) ありがとうございます。それでは、やや似た話で、先ほどはもう既に一部、平戸委員や稲垣委員から議論が出ていましたが、今度は暴力団関係者も含めたケースについての生活保護の受給について、こういうデータベースをつくるということについて、審議会として審議したいと思います。ご意見等お願いいたします。

これは、千葉県警は暴力団員該当性について回答すると、しかし、ここで言う暴力団関係者というと、それよりも広いわけですね。

(大西保健福祉局次長) はい、関係者について、私どもで覚せい剤中毒をしているらしいとかいう情報があります。あるいは暴力的だという情報がありますと、その時点で警察に通報します。警察は、いや、暴力団員ではありませんでしたといえば、それは暴力団員該当性無しなのですが、一応そういう照会をしたというプロセスが残っていますので、関係者ケースとちょっと広げて書いてございます。

ですので、実際に薬物中毒だったからと言って、暴力団員だと思って照会したが、警察に照会して、暴力団員ではないとわかりますと、生活保護の適用はされます。

(多賀谷会長) 薬物中毒でも、暴力団員でなければ、生活保護を与えてしまう。

(大西保健福祉局次長) 実際はと言えば、薬物中毒だから画一的にみんな照会するわけではありませんので、どう考えてもこの人たちは薬物中毒ではないということはわかるわけですが、怪しいと疑われた場合には。

(小川委員) 民生委員さんの審査というのは、どうなっているか知らないのですが、民生委員が暴力団員に頼んで、事件を解決したり、そういうこともやっているのを耳にしています。ですから、民生委員さんの選び方とか、そういうところを厳しく審査していただいと、民生委員と暴力団が一緒にやっているのですから、本当に他から見たら非常におかしい民生委員さんがいますね。

(大西保健福祉局次長) 民生委員の審査の件でございますが、もちろん民生委員の資格等の法律に基づきまして、民生委員になるべきたる識見とか信条とかいろいろな点を事前に審査します。それで、民生委員になるにふさわしいという方を推薦していただきまして、国への推薦は厚生労働大臣の委嘱になりますので、そういう段階を踏んで、ふさわしい方をご推薦いただいております。

(多賀谷会長) 要するに、事案の解決に暴力団関係者を使うような民生委員は、民生委員としてやはりそれは適格ではない。

(大西保健福祉局次長) 適格ではないと思います、はっきり言って。そのような情報がありましたらぜひ教えていただいて、十分中で協議をさせていただきたいと思います。

(小川委員) 奥さんが民生委員で、ご主人がそういう暴力団の関係者であるという話もあるんですよ。奥さんは審査だけしても、家族がいるのですよね。

(多賀谷会長) それはそうですよね。生活保護よりもっと厳しい審査が本当にあるべきです。

(大西保健福祉局次長) 民生委員は、私の方でも知っていますが、実際には、従来のように各戸を適時回るということは余りないようです。やはり、単発的というのでしょうか、そういう問題が起きたときに、町内の人の対応は、まず自分が生活保護を求めるときに、民生委員に頼らないで直接保健福祉センターに行って申し出るそうです。それに対して、保健福祉センターは、その裏づけを民生委員に照会してくるというのが通常のケースのようです。従来のように民生委員が頻りに町内を回るということはまずほとんど今はないですね。

(多賀谷会長) それぞれの地域で何かもめごとが起きたときに、恐らくなかなかそれをまとめて収拾を図る長老的な人が今はいなくなってしまうと、そのときに、暴力団を使ってしまうというのが手っ取り早い方法なのかもしれませんが、やはりそれはあってはならないことだと思います。それをやってしまっただけは、自治会の仕組み自体崩壊してしまいますから、そういう懸念があるということは十分注意しておいていただきたいと思います。

そのほか、ご意見等ありますでしょうか。

ちょっと確認したいので、先ほど稲垣委員がおっしゃったようなケースが生活保護については大丈夫ですか。暴力団でもないような、チンピラといいますか、そもそも暴力団に入っていないような人は、生活保護を受けられるのですか。

(大西保健福祉局次長) 受けられます。

(多賀谷会長) 受けられるわけですね。それでは、解決にならない。

(稲垣委員) 内妻とかわけのわからない関係がいっぱいありますからね。それで、母子家庭で受けてしまっているのに、実は男がいるのかいないのか、いろんな考え方がありますよね。ちょっと付き合っているだけとか、そういうのは告発しにくいでしょう、実際。ずーと安定的にいるとも限らないし、まだ、付き合っただけとか、三か月だとか、わけがわからないのがいっぱいいるから。難しいですよ、実際ね。

(安達委員) 北海道でありましたね、この間、何ですか、飛行機で送るとか言って、何千万円か知りませんが、ああいう状態になるまで放置するのですか、やはり。

(大西保健福祉局次長) 千葉市はあのような事例はございません。

(多賀谷会長) 五、六百万払ったって、交通費を。

(小賀野委員) ちょっとよろしいですか。大変結構な仕組みだと思います。確認ですが、のうちの ですが、元暴力団員及びこれらの家族については、照会をかけて、どういように進んで行くのでしょうか。暴力団員ではないということがわかったからには、生活保護の受給はあると。かなり広い範囲にわたっている。これらの家族に及んでいて、それで、もう「元」だということがはっきりするということですよ。

(多賀谷会長) だから、その生活保護を与えるか与えないか、元暴力団員であったということが、かなりやはり裁量的な基準として、影響を及ぼすのかどうかという話です。

(大西保健福祉局次長) 元暴力団というだけでは排除しません。

(小賀野委員) でもチェックはかかっていくわけですね。

(大西保健福祉局次長) チェックはかかりまして、もう組員に戻りませんというような誓約書を出させたりしています。資料の27ページ誓約書とか、28ページに自立更生計画書とか、結構いろいろと市のケース指導の中で、暴力団員になったりしないようにという。

(多賀谷会長) 実際に、その生活保護を受けていて、後で誓約を破って、生活保護を廃止されたというような例はあるわけですか。

(鳩川地域保健福祉課主幹) 福祉事務所が把握仕切れなかった事例があります。それは、警察情報をもとにしてわかった件ですが、はっきり言いますと不正受給です。他に収入がありました。そういった部分について、当然生活保護の廃止をいたしまして、不正受給額を徴収返還請求したというような事例が過去にあります。

(大西保健福祉局次長) 今ご説明したのは生活保護受給途中でわかったというケースです。

(多賀谷会長) そのほかありますか。条例第7条第5項によれば、こういう事案について審議会は意見を述べるということになっています。意見をどういたしましょうか。述べるようにいたしましょうか。どういう方向で意見を述べますか。もし述べるとしたら、どういう方向で意見を述べましょうか。

生活保護について暴力団関係者には与えないという感じで、情報収集して取り扱うということ自体は皆さんよろしいだろうと思います。もし意見として述べるとすると、やはりさきほどとやや近いですから、目的外利用でしょうけれども。

(平戸委員) なやましいですよ。目的外利用です。きわどい収集ですよ。確かに。

(多賀谷会長) そうですね。きわどい収集なのと、この情報をこの場合には、まさに生活保護の受給であるわけですが、それ以外のことにも私は使ってはいけないと言うべきか

どうかというと、いや、なやましい話ですけれどもね。

(平戸委員) でも、言うべきではないですか。

(多賀谷会長) 個人情報保護条例の本来の趣旨からは言うべきではありません。ただし、それ以外の分野でも、やはり暴力団員であった場合には、ほかのサービスにも影響をします。例えば、生活保護の受給の関係で、暴力団員であるということがわかっていて、しかも、たまたまその人が市営住宅に入っていたというときに、では、市営住宅の担当課へ情報提供しないのかということ、それもおかしい話です。趣旨からして使ってはいけないのですが。

(平戸委員) でも、この趣旨は通すしかないのではないですか。本当に縦ばかりで、横にならないのがおかしいと言えばおかしいですが、この法の趣旨をそれぞれ通すしかないような感じが。

(多賀谷会長) そうですね。

(平戸委員) ただ、暴力団というのは絶対なくなるだろうし、生活保護も切り、家も出ていけ、現実その人はどうやって生きていくとか、いろいろあると思います。人間ってそういう部分が絶対あると思います。でも、市としてやはり命がけでこの法を通していかなくてはいけない。どちらも大変ですよ。でも、やはり法として、これはこれであつちがあつちって、警察は警察で、それぞれ頑張るしかない。

(多賀谷会長) そうですね。特に、暴力団関係者ということで幅広くなるわけですから、元暴力団員であったという情報が、市の他の実施機関の他のサービスでも共有されると、やはり更生の機会を失うということになりかねないと思います。

(平戸委員) 余りにも横に情報がつながっていくと、人のうわさみたいに、だんだんその人の生きていく空間を狭めていくとか。それぞれの法をきちっとして、それを担当する役所の人は本当に命がけだとは思いますが。相手が暴力団だから。

(多賀谷会長) この分野はね。

(平戸委員) だけど、制度としてはそうやって整えていくしかないかなと思います。

(中曽根副会長) 今のは、暴力団の関係者ケースの管理台帳ですよ。

(多賀谷会長) そうです。

(中曽根副会長) これは、非常に広い意味の台帳のようですね。

(多賀谷会長) 管理台帳は保健福祉局で管理しているということですか。

(鳩川地域保健福祉課主幹) 生活保護を行っています区の社会援護課と私ども本庁の地域保健福祉課のみです。

(大西保健福祉局次長) 資料29ページ、30ページの台帳です。

(中曽根副会長) そうです。こういうことが個人情報ですね。

(多賀谷会長) まさにこの審議会の意見としては、この暴力団関係者ケース管理台帳の取り扱いについては、個人情報保護条例の趣旨に沿って、十分慎重に行われて、全くそれ以外のことに使ってはいけないという、もし、これを他の業務に使いたいということでしたら、それはきちんと条例なり何らかの仕組みをつくってやらなくてはならないだろうとそういうことになりますね。デファクトにその情報がほかのところに流れていくのはやはり望ましくないだろうと。他のことに転用してはいけないとは私は思わないです。つまり、将来的に公営住宅とか生活保護とかいろいろなところで暴力団関係情報の利用が必要など

きに、そこで、そのたびごとに調べていったら、それは非効率でしょうから、特にそれはグレイケースも含んでいますから、いずれはそういう仕組みをつくらなくてははいけないかもしれません。

今のところは、クローズドに運用していただきたいと、これが皆さんのご意見でしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(多賀谷会長) それでは、今言ったような感じの意見を述べることにしたいと思います。保健福祉局の方々、どうもご苦労さまでした。退席してもらいます。

(2) 平成18年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告

(多賀谷会長) 次に、議事2、平成18年度の情報公開・個人情報保護制度の運用状況報告についてを議題といたします。

それでは、事務局からご説明をお願いします。

(事務局 中島市政情報室長) それでは、運用状況を報告いたします。説明に当たりましては、資料4、千葉市公報及び資料5、こちらの冊子、運用状況報告の平成18年度版です。

まず、資料4ですが、こちらは平成20年1月4日付、千葉市公報に掲載したものでして、右側の中ほど下線の部分ですが、こちらに千葉市公告第669号と記載されております。1枚めくっていただきますと、実際の公告があります。千葉市情報公開条例第30条及び個人情報保護条例第55条の規定に基づき、年1回公表している両制度の運用状況、これを昨年12月7日に市長より公告いたしました。

こちらの公告の内容については、大きく3つに分けられます。1点目は、情報公開条例の施行状況です。これが1ページから3ページ目までにかけて掲載されております。

2点目が、個人情報保護条例の運用施行状況です。そして、3点目が、千葉市情報公開個人情報保護審議会この運営状況です。では、この3項目についてご説明します。

1ページにお戻りいただきたいと思えます。はじめに、情報公開条例の施行状況です。これは(1)から(6)まで3つに分けてまとめていますが、まず(1)は、開示請求の件数及びその処理状況です。条例上、請求によって、市の保有する公文書の開示を求める制度が、公文書の開示制度ですが、これが平成18年度において、どのくらいあったかというような表です。

平成18年度全体では、年間で440件の開示請求がありました。実施機関別に申しますと、市長部局がほとんどでして、全体の約8割を占めております。さらに、その中で多いのは、財政局65件、あるいは保健福祉局55件、次に、都市局の51件というような状況になっています。また、教育委員会には42件の請求がありました。

表の計2ページ目ですが、この440件に対して、511件の決定が出されたわけですが、この決定については、全部開示決定と部分開示決定及び不開示決定、この3種類に分けられます。全部開示決定としたものが232件、45%程度です。また、一部不開示情報が入っている場合は、その部分を黒塗りにして開示しますが、それが154件です。そして、すべてが不開示情報に当たるあるいは全く文書が存在しなかったものが、それぞれ2件と88件、延べ90件です。これらが、不開示決定になっております。なお、請求の

後に取り下げられたもの、これが、35件です。これらすべてを合わせたもの、それがここに書いている511件というものです。

この資料5の冊子の方の27ページをごらんください。27ページ以降に、この440件すべての案件の請求内容とその請求に対する対象公文書の件名、あるいは実施機関等、あるいは決定内容、それぞれ細かく記載されています。量が多いので、70ページまでわたりますから、お持ち帰りになりまして後ほどお読みいただければと思います。

続きまして、資料4、2ページをお願いいたします。(2)不服申立ての件数及びその処理状況ですが、部分開示決定、不開示決定に対して不服申立てができます。その状況となっております。平成18年度では、新たな申立ては5件でした。それ以前から継続しているものは、3件でした。こうした不服申立てについては、実施機関は審査会に諮問を行います。その諮問は、審査会の場で審議を行います。

そうした状況が、(3)の情報公開審査会の運営状況です。平成18年度には審査会が6回開催されました。そして、不服申立ての具体的な内容については冊子の方です。72ページから78ページにかけて記載されておりますが、この78ページから79ページにかけてが、平成18年度中に審査会で取り扱ったものです。

なお、一番下は諮問番号が入っておりません。これは、不服申立ては行いましたが、諮問する前に、異議申立てが取り下げられた案件です。答申は4件あるわけですが、その答申は83ページから全文が記載されています。

資料4の5、(4)は、附属機関等の会議の公開に関する状況です。情報公開条例第25条の規定による附属機関、本審議会も附属機関に該当いたしますが、この附属機関が全部で170あります。会議の全部または一部を公開した会議数が3ページの一番上になりますが、172回、会議を原則非公開とする附属機関それは55機関あります。工のところですが、会議を全部非公開としたものが10回ありました。

この状況についても、こちらの冊子の20ページをごらんいただきたいと思います。附属機関等の会議公開制度の実施状況ということで、表17に記載してあります。実施機関別の状況で、市長部局の内訳等がありまして、消防長、教育委員会における設置数、あるいは公開とどうかというような表です。

その具体的な個々の附属機関がどのようなものがあるかというのが、111ページをお願いいたします。実際の個別のものについては112ページの1番表彰審査委員会からになりまして、122ページの図書館評議会まであります。そして、123ページ以降が、実際に開催した会議の状況です。平成18年度に行われたもの、会議の名称から開催日、議題、公開の状況等が続いて記載されてございます。

続いて、資料4の方、3ページの指定管理者の文書の開示申出の件数及びその状況ですが、指定管理者制度自体は17年度から開始されまして、情報公開制度について各管理者がそれぞれ独自の規定を定めております。その規定に基づいて申請されたものがあります。平成18年度には、千葉市斎場の管理者に対して異議の申出が1件で、状況としては棄却ということになっております。

(6)は、出資等法人の文書開示の申出の件数及びその状況でして、平成18年度はモノレール株式会社及び都市整備公社に対して、それぞれ1件、2件の申出がありました。都市整備公社が2件とも全部開示の決定をしましたが、モノレール(株)の方は取下げと

いう状況です。

続きまして、個人情報保護条例の施行の状況についてご報告いたします。まず、(1) ですが、個人情報取扱事務届出状況です。この個人情報の取扱事務の開始、変更あるいは廃止するに当たっては、一定の事項を市長に届けるという規定が条例で定められています。その平成18年度の状況です。

新たな開始が115件、変更された事務が170件、廃止されたものが53件、届出済みの合計は4ページに記載されてありますが、平成18年度末現在で、1,736の事務が届出をされているということです。

(2)は、開示請求の件数及びその処理状況です。平成18年度は、全体として28件の請求がありました。市長部局が24件、教育委員会が4件です。それぞれ処理の件数が記載されていまして、決定は33件ありました。開示が13件、部分開示が12件、文書の不存在が8件という状況です。(3)、(4)については、訂正請求あるいは利用停止請求はありませんでした。

5ページに参りまして、不服申立ての件数及びその処理状況ですが、平成18年度においては、新たな不服申立てはありませんでした。継続している案件が3件で、冊子の189ページをお願いいたします。諮問番号7番からめくっていただいて、9番、これが継続している案件で、3件となっています。この3件について、決定したものが2件、7番、8番です。9番は、平成18年度中において審査会で継続審査しています。

続きまして、(6)ですが、個人情報保護審査会の運営状況として、平成18年度中には会議が8回開催され、諮問案件の先ほどの7、8ですが、その諮問案件を処理しました。答申が2件、継続しているものが1件あります。

続きまして、(7)は簡易な手続による開示の実施状況です。あらかじめ定めた個人情報については、口頭により請求ができるという仕組みです。この状況を載せてあるのがこちらです。具体的には、職員の採用試験の試験結果あるいは市立高校の高校入試の試験結果などについて、見せることができるというのがこの5ページから6ページにわたって表示してあります。

(8)は指定管理者の個人情報開示申出の件数及びその処理状況です。平成18年度においては、千葉寺のハーモニープラザ内にある女性センターで、その指定管理者は千葉市文化振興財団ですが、そちらに対して1件の開示申出がありました。部分開示決定をしています。

(9)は出資等法人への開示申出で、平成18年度はありませんでした。

最後に、大きい3番として、審議会の運営状況です。審議会は平成18年度に会議を1回開催して、諮問が1件、その諮問に対して答申が1件です。この諮問については、この冊子の最後のページ、223ページに答申書が出ています。

内容は、個人情報目的外提供についてということです。目的外の提供は、公益上の必要があり、また、個人情報の保護に関して、必要な措置が講じられていると認められるという答申をいただいています。

少々駆け足になってしまいましたが、以上で報告を終わります。

(多賀谷会長) ありがとうございます。ただいま平成18年度の制度の運用状況の説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ありますか。細部にわたりますので、報告書は

後でござらんになってください。

(3) その他

(多賀谷会長) それでは、議事3、その他ですが、事務局から何かありますか。

(事務局 若菜総務課主査) 個人情報の取扱いに係る事案報告状況一覧表について説明します。この事案については、個人情報の不適正な取扱いが行われた場合に、個人情報保護管理者、これは各局長になりますが、この管理者に所管が報告書を送ることになっています。この報告書の写しを、個人情報保護条例を所管している総務課長に、報告書の写しを送付することになっていまして、その状況がこちらの3です。前回の審議会が平成18年11月に開催しておりまして、それ以降発生したものがここにありますが6件です。実際には、4、5、6については、局がまたがっていますので、報告は3件ですが、実質的には1つの事案ということになりますので、4つの事案が発生しているということになります。そのうち2番目のものですが、これが市の内部で発生した不適正な取扱いで、それ以外は、市が委託しております委託先での事案です。

まず1番目ですが、こちらは、区役所等での郵便物の発送について、運送会社に委託して行っていますが、その際に、書留郵便物の受領証2枚を紛失してしまった事案です。これが判明した時点で、実施機関から委託先に対して、厳重に注意をするとともに、その事故再発の防止に向けて事務の徹底を確認したところです。

2番目については、ひとり暮らしの高齢者に公衆浴場の無料入浴券を交付する事業があり、そちらの名簿、申請書等を誤って廃棄処分してしまったという事案です。これについても、内部の文書管理を徹底するような指導がなされているところです。

3番目については、フラワー散歩事業というものがあまして、こちらをみどりの協会に外部委託しており、その際に、みどりの協会の職員が誤って個人情報を紛失したという事例です。こちらについても、協会の全職員に対しての周知徹底を図るとともに、この事案については以後の影響がありますので、二次的被害を防ぐために記者発表等の対応をしたということです。

4、5、6については、市県民税、国民健康保険料、下水道料の支払いをコンビニでできるようになったのですが、この払込票をそのコンビニの職員が誤って廃棄してしまったという事例でして、これについても、市から委託先のコンビニ、あと中央取扱の事業者に対して説明を求めるとともに、該当する個人に対して謝罪した報告がありました。

以上です。

(多賀谷会長) ありがとうございます。ただいまの議案について、ご意見、ご質問ありますか。

(平戸委員) 神経質になっていますね。

(多賀谷会長) そうですね。最後のコンビニはみんなミニストップですか。

(事務局 若菜総務課主査) 同じ店舗で扱っています。

(多賀谷会長) 同じ店舗ですか。

(事務局 若菜総務課主査) 局が3つにまたがっていますので、報告が3事案にわたっていますが、実際には、同じ職員が誤って処分してしまったという事案です。

(多賀谷会長) アルバイトですね、多分これ。

(稲垣委員) この払込票というのは、どういう流れになるのですか。

(多賀谷会長) 多分我々が払込票を持って行って、お金を払ったことに対して、払込票はバーコードで機械処理とかそういうものではないのですか、千葉市の場合には。なくなったら領収したという事実はわからなくなってしまうのですか。

(事務局 中島市政情報室長) バーコードで読んで、それで、確かに収入の事実は確認はできたということです。その紙ベースものを紛失したということで、確かに収入はされています。

(多賀谷会長) 収入はされているのですね。

(稲垣委員) 記録はきちんとあったと。その紙が後から、こう市役所に送られてくるわけですね。

(多賀谷会長) そうですね、多分。

(稲垣委員) その段階でなくなっていることがわかって。

(多賀谷会長) そうですね。コンビニでどこかへ行ってしまったのでしょうか。そこには名前と幾ら払ったかということが書いてあるわけですね。コンビニがそういうことをやってしまったら、そういう事故が起こる可能性があるということは防ぎ得ないでしょうね。

(稲垣委員) 忙しいしね。

(多賀谷会長) 忙しいですけど、悪いでしょうね。

(稲垣委員) どんどん客が並んでいるところで、徴収していつているから。

(多賀谷会長) そうかと言って、こういうのをやめてしまうわけにもいかないでしょうし。不便ですから、こういうところで払った場合には、そういうことがあり得ると承知して払いに行くしかないでしょうね。

いずれも、同じようなことが新聞等でもよく出ていると思います。最近は、とにかく発表してしまおうと、どこでも発表していますよね。隠さないで発表されれば、それで救済されるという感じです。発表する必要もないようなことも発表しているような気がするのですが、この場合ではなく。新聞もそれを取り上げて、どんどん書く。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

(多賀谷会長) その他、事務局から何かございますか。

(事務局 今井総務部長) 本日の会議の議事録の確定方法についてですが、後日私ども事務局で議事録の案を作成しまして、各委員さんへお送りします。それで、ご意見をちょうだいした後、それを基に修正案を作成します。その確定につきましては、多賀谷会長さんの一任ということで、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

(多賀谷会長) それでは、議事録の確定方法につきましては、今、事務局からご説明いただいたようにさせていただきます。

それでは、以上をもちまして、第5回千葉市情報公開・個人情報保護審議会を終了したいと思います。

会議終了